

【z225】行政職給料表級別資格基準表

試 験		学歴免許等	一級	二級	三級
正規の試験	大学卒程度	大学卒		三	四
			○	三	七
	短大卒程度	短大卒		五・五	四
			○	六	十
	高校卒程度	高校卒		八	四
			○	八	十二
その他	中学卒		九	四	
		三	十二	十六	

備考

1 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」は、福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験、福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験及びこれに準ずる正規の試験を示し、「短大卒程度」は、福島県職員(資格免許職)採用候補者試験及びこれに準ずる正規の試験を示し、「高校卒程度」は、福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験及びこれに準ずる正規の試験を示す。

2 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員(以下「無線従事者」という。)に対するこの表の適用については、その資格に応じて、次の表に定める学歴免許等欄の区分と同じこの表の学歴免許等欄の学歴免許の区分に対応する「正規の試験」の区分によることができる。この場合において、その無線従事者の資格が次の表の調整年数欄に加える年数又は減ずる年数が定められているものであるときは、この表に定める必要経験年数(職務の級一級の欄に定める必要経験年数を除く。)は、当該必要経験年数にその加える年数又は減ずる年数をそれぞれ加減した年数とする。